

2015年(平成27年)1月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

児童福祉法の規定による障がい児通所に係る給付その他支援及び指定障がい児相談支援事業者の指定に関することに係るコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)12月22日付けで諮問(第701号)された児童福祉法の規定による障がい児通所に係る給付その他支援及び指定障がい児相談支援事業者の指定に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

#### ア 障がい児通所に係る給付費の請求に係る事務について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、本市が障がい児通所に係る給付費の支給決定を行った受給者が、サービス提供事業所からサービスの提供を受けた場合、サービス提供事業者はその費用について、国が平成19年10月から全国共通で導入した「障がい者自立支援給付支払等システム」を利用し、請求事務を行っている。

また、当該サービス提供事業者への支払い等に関しては、児童福祉法第21条の5の7第14項及び障がい児通所給付費等の請求に関する省令(平成18年9月29日厚生労働省令第179号)に基づき、本市が神奈川県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)に委託し、「障がい者自立支援給付支払等システム」を利用し、行っている。この個人情報のコンピュータ処理については2007年8月10日付け答申第265号により藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

「障がい者自立支援給付支払等システム」による支払事務については、まずサービス提供事業者は国保連合会の上部組織である国民健康保険中央会

(以下、「国保中央会」という。)ヘインターネット回線を通じ請求情報を送信する。一方、市町村では受給者情報を国保連合会へ、専用光回線を通じ送信する。

その後、国保連合会は請求情報と受給者情報を突合させて市町村審査用資料を作成し、市町村へ送信する。市町村は当該資料を基に支払審査を行い、支払の可否を国保連合会へ送信する。その結果を基にして、国保連合会はサービス提供事業者に支払を行う。

本件は、この一連の処理のうち、本市が行う支払審査に関する部分を、新たに請求内容チェックシステムをレンタル契約し、導入するものだが、当該システム化については、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条のコンピュータ処理に該当するため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理の必要性について

本市に対する障がい児通所に係る給付費に関する請求は、月に約1,000件、金額は約5千万円にのぼるが、1名の体制で、支払審査を行っている。

支払審査の流れは前述のとおり、まず本市が毎月9日ごろまでに国保連合会に対して、前月までの受給者情報を送信する。一方、サービス提供事業所は、前月分までの請求明細及びサービス受給実績記録の電子請求データを毎月10日までに国保中央会に送信する。

なお、本市はサービス提供事業者に対して毎月10日までに、インターネット上で電子請求したものと同一の実績記録にサービス利用者の保護者の確認印を押印したものの写しを紙ベースで提出させている。

国保連合会はサービス提供事業者及び本市から送信されたデータの突合を行い、その結果を毎月18日頃に本市に対し、審査資料としてデータ送信する。当該審査資料については、本市で受信後に印刷し、リスト化する。なお、当該審査資料には、当月にサービス提供事業者が本市に対して請求した全件データの請求リスト、誤ったデータにより請求エラーが発生したものを一覧にしたエラーリスト、確認が必要な請求を一覧にした警告リストなどが含まれている。

そして、担当職員は市町村審査資料とサービス提供実績記録表の写しを照合し、エラーリストと警告リストの内容を中心にサービス提供事業者の請求内容が実態に即したものが判断する。資料のみで判断できない場合は、請求元のサービス提供事業者に請求内容を説明させ判断する。また、誤請求であることが明らかになった場合には、その理由をサービス提供事業者に伝え、次月以降に正しい請求を行うよう指導する。

この審査作業は国保連合会により期間が定められており、審査資料の送信日から約3日間で実施完了し、国保連合会に審査結果を送信しなければならない。

審査件数は年々増え、平成24年には月700件程度、昨年度も月900件にのぼっており、国保連合会が定める期間内に目視で審査を行うことは、難しい状況となっている。

また、近年事業所の不正請求が報道されることも多く、県内でも多額の不正請求を行っていた事業所が神奈川県の監査によって発覚した事例もあり、審査

事務にはより高い精度が要求されている。

県内では既に13市町村が請求内容チェックシステムを導入しており、2013年度に神奈川県のご指導監査が実施された際に、事務の正確性の確保及び迅速化の観点からコンピュータによる処理の検討を求められている。

今回導入を予定している請求内容チェックシステムでは、審査の実施前に市町村審査資料データ及び国保連合会が保有する受給者台帳情報データを取り込み、支給決定データ、明細データ、実績記録データの突合を、コンピュータ処理により実施する。これにより、これまで目視で確認していた作業を迅速かつ正確に行い、またこれまで目視では確認が難しかった同一人物に関する複数事業所からの重複請求や、国保連合会の警告リストにリストアップされない請求回数と実績記録との回数不一致なども自動で抽出できるようになる。

目視で行っていた照合作業等をコンピュータによって効率的に処理し、短縮した時間を事業所指導等の時間に充てることで、誤請求を防止する効果も期待できる。

### (3) コンピュータ処理する個人情報

ア 受給者台帳情報 受給者氏名、生年月日等計56項目  
支給決定した情報について利用する。

イ 市町村審査資料情報 支給決定者氏名、受給者証番号等計214項目  
請求情報について利用する。

### (4) システム構成について

システムを構成するパソコンは2台である。「障がい者自立支援給付支払等システム」に接続し、市町村審査資料等のデータの送受信を行うため、国保連合会から無償貸与されている専用パソコンと、障がい福祉課がリース契約によって保有しているパソコンで、「かながわ自立支援給付費等支払システム」の業務に使用し、かつ今回の請求内容チェックシステムをインストールする予定のパソコンである。

システムの流れとしては、「障がい者自立支援給付支払等システム」用パソコンで受給者台帳情報データと市町村審査資料データを受信し、受信したデータはUSBメモリを使用して、請求内容チェックシステムのインストールされた障がい福祉課リースパソコンに移し、コンピュータ処理を実施する。

「障がい者自立支援給付支払等システム」用パソコンは、国保連合会との規約で「障がい者自立支援給付支払等システム」に関するデータの送受信以外の目的に利用できないため、障がい福祉課で管理しているリースパソコンに請求内容チェックシステムをインストールし、使用するデータについても当該パソコンで保管する。

### (5) 安全対策について

ア 請求内容チェックシステムに使用するパソコンは、「かながわ自立支援給付費等支払システム」の業務で国保連合会とデータの送受信をするが、この送受信には外部からの不正アクセスが行えないよう専用回線を使用している。

イ 当該パソコンは、すでに導入しているウイルス対策ソフトを、IT推進課の所

有するモバイル端末によって、最新のパターンファイルに更新する。

前述のとおり請求内容チェックシステムを利用する審査の期間については毎月18日ごろから約3日間と期日が決まっているため、システムを利用する前には必ずウイルス対策ソフトを最新の状態に更新する。

ウ 当該パソコンは、USBメモリ等の外部メディアを使った情報漏洩を防ぐため、外部メディアへのファイルコピーを防止するセキュリティソフトを導入している。

エ 当該パソコンは、物理的なデータの盗難に対する対策として、ワイヤーロックで固定している。

オ「障がい者自立支援給付支払等システム」のデータの送受信は、国保連合会から貸与されている専用パソコンで、外部からの不正アクセスが行えないように専用回線でデータの送受信を行っている。

カ「障がい者自立支援給付支払等システム」用のパソコンは、すでにウイルス対策ソフトを導入しており、国保連合会から配信される最新のパターンファイルに更新する。

キ 請求内容チェックシステムに利用する受給者台帳情報データと市町村審査資料データは、「障がい者自立支援給付支払等システム」用パソコンで受信時にウイルスチェックが行われている。

ク 請求内容チェックシステムに使用するUSBメモリは、データの読み書きにパスワードでロックがかかるものを導入する。

ケ 当該USBメモリは、障がい福祉課内の鍵のかかる金庫で保管し、記録媒体管理簿により、使用を管理する。

コ 請求内容チェックシステムの操作については、操作者はID、パスワードを設定するとともに障がい福祉課で審査を行う担当職員のみ限定する。

サ 請求内容チェックシステムに使用するパソコンにログインする際に、「かながわ自立支援給付費等支払システム」用のユーザーアカウントと請求内容チェックシステム用のユーザーアカウントを設定し、それぞれログインパスワードを設定することで、審査を行う担当職員以外の職員が請求内容チェックシステムにアクセスできないようにする。

シ 請求内容チェックシステムに使用するパソコンの保守に際しては、保守にかかわる保守員の氏名を文書で事前に提出させ、その者以外には当該パソコンへのアクセスを制限する。

ス システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合においては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティーポリシー」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

## (6) 提出資料

ア 支払システム概要図

イ 請求内容チェックシステム概要図

ウ 受給者台帳情報データに関する個人情報

エ 市町村審査資料に関する個人情報

オ 個人情報取扱事務届出書

カ 契約書（案）

(7) 実施時期

2015年5月予定。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断を  
するのである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べて  
いる。

本市に対する障がい児通所に係る給付費に関する請求は、月に約1,000  
件、金額は約5千万円にのぼるが、1名の体制で、支払審査を行っている。

そして、担当職員は市町村審査資料とサービス提供実績記録表の写しを照合  
し、エラーリストと警告リストの内容を中心にサービス提供事業者の請求内容  
が実態に即したのか判断する。資料のみで判断できない場合は、請求元のサ  
ービス提供事業者に請求内容を説明させ判断する。また、誤請求であることが  
明らかになった場合には、その理由をサービス提供事業者に伝え、次月以降に  
正しい請求を行うよう指導する。

この審査作業は国保連合会により期間が定められており、審査資料の送信日  
から約3日間で実施完了し、国保連合会に審査結果を送信しなければならない。

審査件数は年々増え、平成24年には月700件程度、昨年度は月900件  
にのぼっており、国保連合会が定める期間内に目視で審査を行うことは、難し  
い状況となっている。

今回導入を予定している請求内容チェックシステムでは、審査の実施前に市  
町村審査資料データ及び国保連合会が保有する受給者台帳情報データを取り込  
み、支給決定データ、明細データ、実績記録データの突合を、コンピュータ処  
理により実施する。これにより、これまで目視で確認していた作業を迅速かつ  
正確に行い、またこれまで目視では確認が難しかった同一人物に関する複数事  
業所からの重複請求や、国保連合会の警告リストにリストアップされない請求  
回数と実績記録との回数不一致なども自動で抽出できるようになる。

目視で行っていた照合作業等をコンピュータによって効率的に処理し、短縮  
した時間を事業所指導等の時間に充てることで、誤請求を防止する効果も期待  
できる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認めら  
れる。

(2) 安全対策について

実施機関が説明要旨(5)アからスにおいて示す安全対策は次のとおりである。

ア データ媒体の紛失を防ぐための措置 ク,ケ

イ 必要最小限の従事者以外の者がデータにアクセスできないようにする  
ための措置 ク,コ,サ,シ

ウ 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 ウ,エ

エ コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置  
イ,カ,キ

オ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ア,オ

以上，個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上